

壇像を居く。行者神王の躰に縄を繋けて引きて願ひ、昼夜懃はず。時に躰より光を放ち、^二皇殿に至る。天皇驚き怪びて、^三使を遣りて看しめたまふ。勅信光のたまはく「何事をか求めむとする」とのたまふ。答へて曰さく「出家し仏の法のみを修學ひむと欲ふ」とまうす。勅して得度を許し、金鷲を名としたまふ。^四彼の行を譽め、^五四の事を供するに乏しきこと無し。時世人其の行を美讃めて、^六金鷲菩薩と称す。彼の光を放つ執金剛神の像は、今に東大寺に綱索堂の北の戸に立つ。贊に曰はく「善きかな、金鷲行者、信慳を東春に攢り、熟火は西秋に烜る。蹲の光は感火を扶け、人皇は驗瑞に慎む」と。誠に知る、願はば得らずといふこと無しといふは、其れ斯れを謂ふなり。

ほとけ
あかがね
みかたぬすびと
と
ほとけ
あらは
あや
しるし
あらは
あらは
あらは
す
縁 第二十一

和泉国日根郡の部内に、ひとりの女血人有り。道路の辺に住み、姓名詳なづ。

天年心曲り、殺と盜とを業とし、因果を信はず。常に寺の銅を盗み、帶を作り銜して売る。聖武天皇の御世に、其の郡の尽恵寺の仏の銅の像盜人に取らる。時に路往く人有り。寺の北の路より馬に乗りて往き、声有るを聞く。叫び哭きて曰はく「痛きかな。痛きかな」といふ。路ゆく人聞きて思はく「誣めで打たしめずあらむ」とおもひて、馬を趁せて疾く前む。叫ぶ音に近くに隨ひて、やうやく失せて叫ばず。馬を留めて聞けば、ただし鍛する音のみ有り。所以に馬を前めて過ぎ往けば、却くに隨ひて先の如くまた叫び呻ふ。忍びて過ぐること得ず。故にまた還来る。叫ぶ音また止みて鍛する音有り。疑はくはもし人を殺すかと、かならず異ふ心有らむとうたがひて、良久にありて徘徊り、竊を入らしめて屋の内を窺看しむれば、仏の銅の像を仰け奉りて手足を剥き缺き錠を以ちて頸を歸く。すなはち捕へ打ちて問ひていはく「何れの寺の仏の像ぞ」といふ。答へていはく「尽恵寺の仏の像なり」といふ。使を遣りて問はしむれば、実に盜めるなり。使者語を擧げて具に状を述ぶ。僧並に檀越聞きて集り來り、破かれたる仏を衛みて号び愁へて曰さく「哀なるかな。悲しきかな。我が大師や。何の過失有せばか此の賊の難を蒙りたまふ。尊き像寺に有すときは像を以ちて師とす。今滅びたまふより後には、何を以ちてか師とせ

「錠鎗」(上定音、波佐弥、又太加爾)とみえるのは多加爾(太加爾)の誤りであろう。「たがね」は金属を剪断する時に用いる工具。(のみ)の類。
「鎌」は鎌の類を示すばあいに用いられる文字であるが、たがねを意味するのは他に例をみない。

八 平気で通り過ぎることができない。

二、革帶の付属具としての巡方、丸軸、鉗具、鉈尾などに銅が用いられた例がある。開根真隆。三、中巻十九縁。
三未詳。
四、いかなる種類の仏像なのか明記されないが、下文より推測すれば秋川尼伝の像か。
五、注意して、人を打つのをやめさせよう。「痛哉痛哉」を、人が打たれて声をあげているのだ、と思つたのである。
六、次第にその声がしなくなつて、叫ばなくなつた。

第二十二縁 あやしき表(いしょ)の説話。今昔物語集・十二ノ十三に書承。
二 大阪府泉佐野市、泉南市、阪南市、泉南郡熊取町、田尻町、岬町、貝塚市、あたり。

五 飲食、湯葉、衣服、臥具(妙法蓮華經玄賛・二
木)六・
「羅索院」[法華堂]「三月堂」ともい。天平五年(733)創建[東大寺要錄・四]。原文今東大寺於蘊藻堂北戸^ノ而立也。「一に一」の文型と
して訓む。↓中巻十縁。
七信の火を東に点火し、盛んなる炎が西に燃え
あがる。東山の金驚行者の信仰が、その西に位
置する平城宮の聖武天皇に伝わる。
八執金剛神像の躰の光が火の燃え伝わるのを助
け、天皇は仏のあらわした不思議なしに恭敬
敬の気持ちをいたいた。

一悔過の作法、とする中村史の説がある。
二皇居。
三中巻二十三縁には「勅信巡夜、行於京中」とある。聖武天皇の時代に京中の夜の巡行は中衛府、左右兵衛府、の担当(令集解・宮衛令)。「みづかひ」の表記を「使」勅信「信」と変化させている。「信」が「使」の意であることは歎詠に詳述。
四執金剛神像以外の仏像の存在を思わせる記述

む」とまうす。衆の僧讐を厳りて損はれたる仏を安置き、哭きて寺に殯りたてまつる。彼の盜人刑罰せられずして捨てらる。路ゆく人繋ぎて官に送り、
金窟に閉囚ふ。定めて知る、聖其の悪を輒めむとして是の瑞を示す、至誠懼るべし、聖の靈無きにあらざることを。

が如し「我が心に大乗を重ぶ。婆羅門の方等を誹謗するを聞きて其の命根を断つ
是の因縁を以ちて是れより以來地獄に墮ちず」と。また彼の経の三十三巻に云
はく「一闡提の輩は、永く断滅つが故に、是の義を以ちての故に、蟻子を殺害
すすらなほ殺の罪を得れども一闡提を殺すは殺す罪有ること無し」とのたまふ
は、其れ斯れを謂ふなり此の人は仏と法と僧とを詬謗り、衆生の為に法を説かず、思義無き
が故に、殺すとも罪無きなり。

人を頼す縁 第十三
弥勒菩薩の銅の像盜人に捕られて靈しき表を示し盜
みろくぼさつあかがねみかたぬすびとあやしるしあらは

聖武天皇の御世に、勅信夜を巡りて京の中を行る。其の半夜の時に、其の
諾樂京の葛木本尼寺の前の南の墓原にして哭き叫ぶ音有りて言はく「痛きかな。
一四

第二十三

痛きかな」といふ。勅信聞き、馳せ陳ねて見れば、盜人弥勒菩薩の銅の像を捕り、石を以ちて破く。打ち捉へて問へば、答へて白曰さく「葛木尼寺の銅の像なり」とまうす。此の像を寺に置き、然うして彼の盜人を官に送り、囹圄に閉囚ふ。夫れ理法身の仏は、血肉の身にあらず。何にぞ痛む所有らむ。ただ常住不変を示す所以なり。是れまた奇異しき事なり。

えむら わう
つかひ
め
まひなひ
ゆる
ことのもと

えむら わう つかひ め まひなひ ゆる ことのもと
閻羅王の使の鬼召さる人の賂を得て免す 縁

（二二）
梶磐嶋は、詰樂の左京の五條五坊の人なり。大安寺の西里に居住む。聖武天皇の世に、其の大安寺の修多羅分の錢三十貫を借りて、越前の都魯鹿津に往きて、交易ひ、之れを以ちて運び超えむとして船に載せ、家に來らむとする時に、忽然に病を得たり。船を留めて単獨家に來らむと思ひて、馬を借り乗りて来る。近江の高嶋郡の磯鹿辛前に至りて瞻れば、三人追ひ来る。後るる程一町ばかりなり。山代の宇治埼に至る時に、近く追ひ附き、共に副ひ往く。磐嶋問ひていはく、「何に往く人ぞ」といふ。答へて言曰はく、「闇羅王の闕の梶磐嶋を召しに

一葬列を摸しているのであろう。下文には「殯」とみえる。「二老賊盜律では徒(ヲ二年の刑)三獄。「為官所レ収、閉之箇固」(大般涅槃經・寿命品)。四仏。五大般涅槃經・聖行品。取意。六大般涅槃經・迦葉菩薩品。七成仏しない者。わざかの善根も無い者。へ善を。八子(は妾毛浮)。九一闇是。

第二十三縁 語集・十七ノ三十五に書承。あやしき表(しる)の説話。今昔物語

二十八 縁など
三 中衛府 左右兵衛府、の役人か。→中巻二
十一縁。三 →上巻三縁。
四 原文「其諾樂京、葛木尼寺前南慕原」。「其」

は「於」の意か。
三 聖德太子の創建（法隆寺伽藍縁起并流記資財帳）。妙安寺ともい（太子伝古今目録抄所引七代記）。創建させた地を奈良県香芝市尼寺に（もんじ）

の尼寺廃寺跡とする説がある。平城遷都とともに平城京に移された。所在不明。奈良市南京終町の小字カツラキあたりを擬する説がある(『奈

良県の地名)。一六末詳。七大勢が連れだってかけつける。八仏身の抽象的なありかた。法身(ほん)。どのような仏身説にもとづいてこの語が用いられて

いるのかは不明。
「仏非三血肉身」（金光明最勝王經・如來壽量品）。「常住不變」（大般涅槃經・如來性品）。

第二十四縁 三宝絵・法十四に引用。三宝絵
より今昔物語集・二十ノ十九に書承。
三 未詳。 本説話以外に所伝をみない。

三 大安寺は六条四坊に所在。六条五坊は大安

寺の東にあたり、下文の大安寺三里に合致しない。三奈良市大安寺町あたり。中巻二十八縁にも同地がみえる。

羅衆が諸寺に置かれていた。修多羅衆の費用として、大安寺では天平十九年（747）には錢一千六百六十八貫六十一文が計上されている（大安寺伽藍記卷之二流記資材帳）。この費用が出掌

（こい）として貸し出され、寺が利を得ていた。
福井県敦賀（つるぎ）市。「敦賀」という地名表記
は、「駿河・スルガ」「平群・ヘグリ」などの例より

推せばツルガという音を表記したものとの考えられるが、「角鹿」(書紀・垂仁天皇二年条他)と同じくツヌガという音を表記したものである可能性がある。明確にツルガとされるのは家伝。

武智麻呂伝「鶴鹿」が初出例。本説話の例はそれ
に次ぐ。

琵湖を水上輸送、瀬田川、宇治川、巨椋池、木津川、と水上輸送する。

元滋賀県大津市。(高嶋郡)は滋賀郡の調り、敦賀より海津(かい)滋賀県高島郡マキノ町を経由する琵琶湖西岸の道、すなわち古北陸道を進んでいる。一町は長さの単位。唐大尺の六

尺を一步とし、六十歩を一町として計算すれば、
一〇六ドヘ余。

進んでいる。平安京までの所要日数が延喜式主計上にみえる。「若狭国」行程、上三日、下二日」「越前国」行程、上七日、下四日」「海路六日」。